

請求書等の押印省略および電子メール等による提出について

公立大学法人滋賀県立大学に提出いただく請求書、見積書、領収書の一部について押印省略や電子メールによる提出ができるようになりました。

なお、従来どおり書面に押印して提出する場合は、取扱いの変更はありません。

1. 対象となるもの

- ・令和3年4月1日以降に発行される、請求書、見積書、領収書
- ・法令、規則等により押印や書面による提出が定められているものは今回の取扱いの対象ではありません。また、入札書も今回の取扱いの対象外です。

2. 押印省略の方法

- ・請求書等に、押印に代えて「発行者（発行者が法人の場合は発行責任者および担当者）の氏名および連絡先（電話番号）」を追記してください。
- ・「氏名」は、苗字のみの記載では不可ですので御注意ください。

3. 電子メールによる提出方法

- ・請求書等を PDF 形式の添付ファイルにして電子メールで送信してください。
- ・押印を省略する場合は、「発行者（発行者が法人の場合は発行責任者および担当者）の氏名および連絡先（電話番号）」を追記してください。
- ・「氏名」は、苗字のみの記載では不可ですので御注意ください。

「発行者（発行者が法人の場合は発行責任者および担当者）の氏名および連絡先（電話番号）」の記載例

発行責任者：県大花子

担当者：県大太郎

電話番号：0749-28-8213